

報告事項No. 13

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	6. 1. 4	円 569,609	麻生区在住者	平成14年3月14日、市立学校の廊下で、給食の時間中、水たまりに足を滑らせた他の児童が、被害者の腕をつかんだため、被害者が転倒し、負傷したもの
2	教育委員会	6. 1. 4	円 533,930	中原区在住者	平成22年12月1日、市立学校の体育館で、部活動中、他の生徒が振り上げたバドミントンのラケットが、被害者に当たり、負傷させたもの